

－特別市制度を 4 コマ漫画で分かりやすく解説－

「教えて！特別市 vol. 3」を発行します

この度、特別市制度の内容を 4 コマ漫画とイラスト入りの解説で分かりやすく説明した「教えて！特別市 vol. 3」を発行しました。令和 6 年 3 月に発行した「教えて！特別市 vol. 1」、令和 6 年 7 月に発行した「教えて！特別市 vol. 2」と同様に、各区役所、市内の図書館、各市立学校等で配布します。

川崎市では、特別市の法制度化に向けた機運を高めていくため、様々な機会を捉え、積極的な広報に取り組んでおり、「vol. 3」では特別市に移行した場合の市・県民税や、特別市で生まれる好循環について分かりやすく紹介しています。なお、各公共施設での配布は順次行う予定です。

「教えて！特別市 vol. 3」概要

1 発行日

令和 7 年 2 月 2 5 日（火）

2 仕様

A 4 版／カラー／両面 2 ページ

3 発行部数

63,000 部

4 配布場所

区役所、支所・出張所、市民館、図書館、かわさき情報プラザのほか、市立小学校（5・6 年生）・中学校、高等学校、特別支援学校で児童・生徒に配布



<https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfile/s/contents/0000141/141419/chirashi3.pdf>

▲vol.3



←【表面】

- ・漫画「税金もいろいろ」
- ・特別市に移行した場合の市・県民税について解説

【裏面】→

- ・漫画「一人で行く…？」
- ・特別市で生まれる好循環を解説



教えて! 特別市

Vol.3

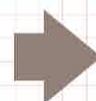
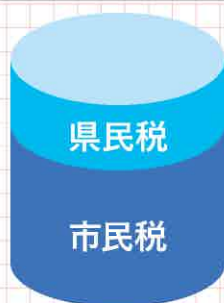
税金もいろいろ



特別市になると、県民税が市民税に変わります

政令指定都市

特別市



現在、市民の方は県民税と市民税の両方を納めていますが、特別市になると、県民税分も市民税分も合わせて「市民税」として納めることになります。

Point!

より市民に身近な市が、市民税としてまちのために使えるようになるので、市民の意見をもっと反映した使い方ができるようになります。

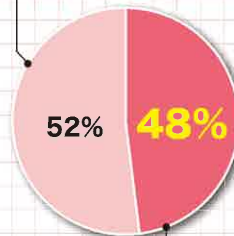
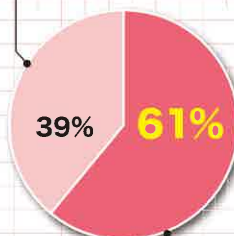
県税の納税額と支出額の割合

県税収入^{※1}に占める 3政令指定都市^{※2}の割合

県税支出(行政サービス)^{※1}に占める 3政令指定都市^{※2}の割合

3政令指定都市以外

3政令指定都市以外



3政令指定都市

3政令指定都市



税金の使い道がよりはっきりしそうね

※1) 令和元年度神奈川県決算ベース

※2) 3政令指定都市=川崎市、横浜市、相模原市

一人で行く…?



特別市は大都市だけが豊かになる制度ではありません

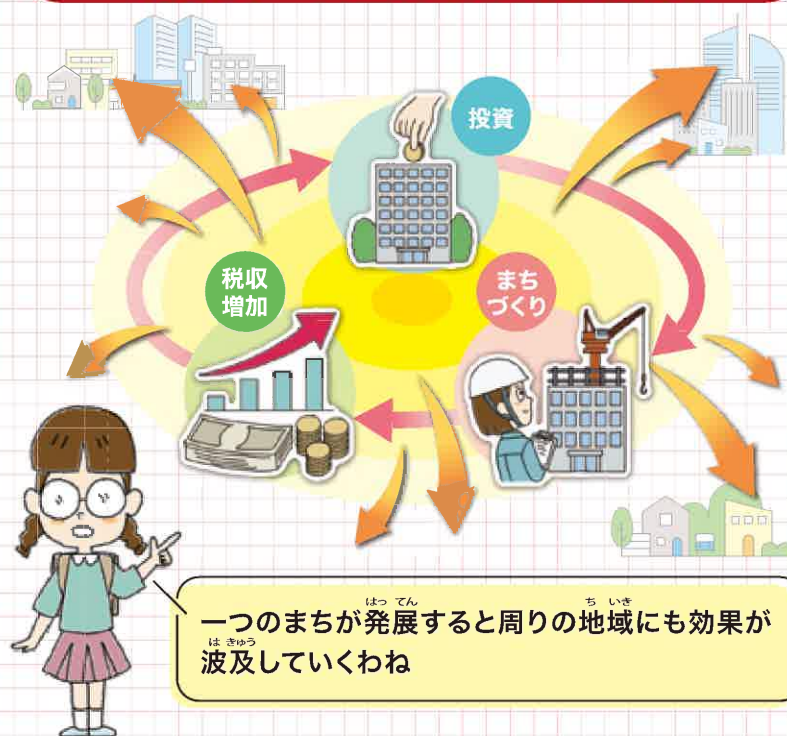


特別市は全国の大都市が各地域を引っ張り、自治体間の連携をさらに進め、日本がより成長していくための制度です。

Point!

市内で生じた税金(地方税)の使い道を自分たちで決めることができると、より積極的に効果的な投資ができ、市民の皆さんや企業、周辺地域にも利益が生まれます。

特別市で生まれる好循環



一つのまちが発展すると周りの地域にも効果が波及していくわね



川崎市 総務企画局都市政策部 地方分権・特別市推進担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 ☎044-200-0386 ☎044-200-3798

✉ 17tihobu@city.kawasaki.jp

川崎市ホームページ「特別市制度について」

